⑶　事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づき、歩道、右折車線及びバス停車帯の整備を行う事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における事業計画については、山本駅がある東側を拡幅して施工する案（以下「申請案」という。）のほか、西側を拡幅して施工する案及び両側を拡幅して施工する案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案とを比較すると、申請案は取得必要面積は中位であるが移転対象物件数が最も少ないこと、残土量が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、歩道、右折車線及びバス停車帯が整備されていないことから、できるだけ早期に歩行者等及び自動車の安全かつ円滑な交通の確保を図る必要があると認められる。

また、唐津市山本区長等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　佐賀県唐津市役所

○国土交通省告示第六百三十六号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年六月十三日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1174	薬剤を含浸させた製剤等を内容物とする容器を基礎の外周部の地盤に埋設する特別な防蟻措置に応じて評価する方法	３－１　劣化対策等級（構造躯体等）	ダウ・ケミカル日本株式会社	東京都品川区東品川二丁目２番24号	平成25年５月30日

○環境省告示第六十一号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年七月環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年六月十三日　　環境大臣　石原　伸晃

表ヨウ化メチルの項の次に次のように加える。

１－（２，４－ジクロロフェニル）－２’，４’－ジフルオロ－１，５－ジヒドロ－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド（別名イプフェンカルバゾン）	0.0026mg／l
（ＲＳ）－Ｎ－（α－シアノ－２－テニル）－４－エチル－２－（エチルアミノ）－１，３－チアゾール－５－カルボキサミド（別名エタボキサム）	0.1mg／l
（±）－２－エトキシ－２，３－ジヒドロ－３，３－ジメチルベンゾフラン－５－イル＝メタンスルホナート（別名エトフメセート）	0.79mg／l
Ｎ－（４－クロロフェニル）－１－シクロヘキセン－１，２－ジカルボキシミド（別名クロルフタリム）	0.0069mg／l
［３－（４，５－ジヒドロ－１,２－オキサゾール－３－イル）－４－メシル－ｏ－トリル］（５－ヒドロキシ－１－メチルピラゾール－４－イル）メタノン（別名トプラメゾン）	0.007mg／l
エチル＝（ＲＳ）－４－シクロプロピル（ヒドロキシ）メチレン－３，５－ジオキソシクロヘキサンカルボキシラート（別名トリネキサパックエチル）	0.015mg／l
Ｓ－アリル＝５－アミノ－２，３－ジヒドロ－２－イソプロピル－３－オキソ－４－（ｏ－トリル）ピラゾール－１－カルボチオアート（別名フェンピラザミン）	0.31mg／l
Ｎ－｛２－［３－クロロ－５－（トリフルオロメチル）－２－ピリジル］エチル｝－α，α，α－トリフルオロ－ｏ－トルアミド（別名フルオピラム）	0.031mg／l
３－（ジフルオロメチル）－１－メチル－Ｎ－（３’，４’，５’－トリフルオロビフェニル－２－イル）ピラゾール－４－カルボキサミド（別名フルキサピロキサド）	0.055mg／l
３－シクロヘキシル－６－ジメチルアミノ－１－メチル－１，３，５－トリアジン－２，４（１Ｈ，３Ｈ）－ジオン（別名ヘキサジノン）	0.13mg／l

○環境省告示第六十二号

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年六月十三日　　環境大臣　石原　伸晃

表中「２－メチルチオ－４－エチルアミノ－６－（１，２－ジメチルプロピルアミノ）－ｓ－トリアジン」を「（ＲＳ）－^{2}Ｎ－（１，２－ジメチルプロピル）－^{4}Ｎ－エチル－６－メチルチオ－１，３，５－トリアジン－２，４－ジアミン」に改める。